

ハイライト:

- ・ストレスチェック制度が始まります。
- ・平成27年度に適用される税制改正項目をまとめました。
- ・平成27年9月分から、厚生年金保険料率が上がります。

# たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

## ご挨拶

今年の夏は猛暑が続いたかと思えば、後半は涼しい日が続きました。季節の変わり目で、夏の疲れが出る時期です。体調管理に気をつけたいものです。

第63号では、平成27年12月1日施行のストレスチェック制度及び平成27年4月1日以後開始事業年度に適用される税制改正の内容等について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



目次:

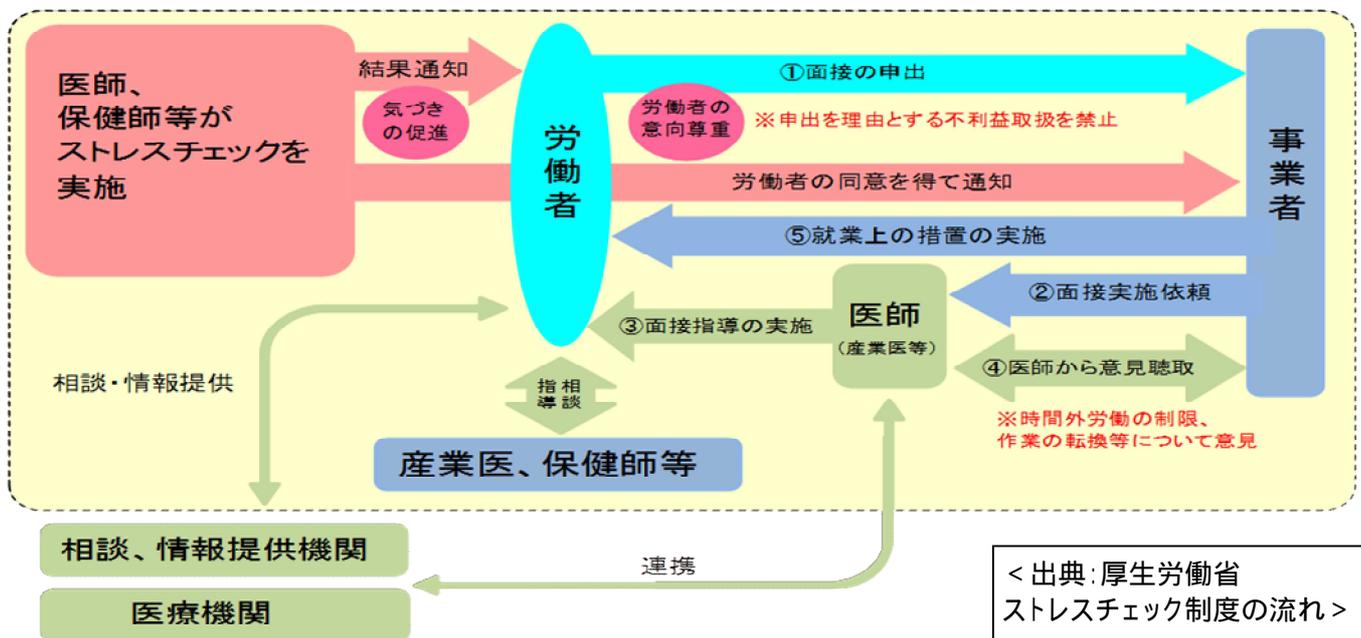
ご挨拶	1
ストレスチェック制度の実施について	1
平成27年度税制改正法人税のまとめ	2
厚生年金保険料率の改定について	2

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦(東京事務所)  
中村友理香(埼玉事務所)

## ストレスチェック制度の実施について

近年、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定される労働者が増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防ぐことが重要な課題となっています。このような背景を踏まえ、平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導等の実施が、従業員50人以上の事業場において義務付けされました。施行は平成27年12月1日です。



ストレスチェック制度は、対象となる全従業員に実施し、その結果「医師による面談が必要」とされた労働者から面接指導の申出があった場合には、医師に依頼して面接指導を実施します。事業主は面接指導を行った医師から就業上の措置の要否やその内容について意見を聴き、必要に応じ労働時間短縮等の措置をとります。

平成27年12月1日から毎年1回、従業員にストレスチェックを実施する義務がありますが、契約期間が1年未満だったり、労働時間が通常の労働者の4分の3未満の短時間労働者は対象外となっています。ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。なお50人未満の事業場で実施した場合には、その費用の一部を助成する制度がありますので検討されてみてはいかがでしょうか(期限を伴う要件がありますのでご注意ください)。

<http://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1006/Default.aspx>

(ストレスチェック助成金の手引き)

ホームページもご覧下さい

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



## 平成27年度税制改正 法人税のまとめ

項目	適用時期・期限	内容
法人税率の引き下げ	平成27年4月1日以後の開始事業年度より	法人税率が25.5% <b>23.9%</b> に引き下げ。 資本金1億円以下の中小法人等は、年800万円以下の所得金額に対する法人税率15%が2年延長。
繰越欠損金の繰越控除限度額の引き下げ	平成27年4月1日以後の開始事業年度より	大法人の控除限度額が段階的に引き下げ。 平成27年4月1日以後に開始する事業年度 所得の65% 平成29年4月1日以後に開始する事業年度 所得の50% 中小法人等は現行の100%控除が可能。
受取配当等益金不算入の縮小	平成27年4月1日以後の開始事業年度より	株式等の持ち株割合の区分やその配当等の益金不算入割合のほか、3分の1以下の保有割合では負債利子控除の廃止。 詳細は、季刊誌法人編第61号をご参照ください。
所得拡大促進税制の要件緩和	平成28年4月1日以後の開始事業年度より	適用要件3つのうち、給与等支給額増加割合が下記の通り引き下げ。 平成28年度 5% <b>4%(中小法人は3%)</b> 平成29年度 5% <b>5%(中小法人は3%)</b> (参考:平成27年度は 3% 3%(中小法人も3%) )
商業・サービス業等活性化税制の延長	平成29年3月31日まで延長	経営改善設備を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除を選択適用できる制度。 税額控除は、個人事業者又は資本金3,000万円以下の法人のみが選択可能。 税額控除は、税額の20%が上限、1年間の繰り越しが可能。

税制改正のうち、一部の改正事項のみ記載させて頂いております。ご了承下さい。

## 厚生年金保険料率の改定について (T\_T)

厚生年金保険の保険料率は、平成29年まで毎年9月に段階的に引き上げが実施されています。平成27年9月分(10月納付分)から、一般被保険者の場合、事業主負担分と被保険者負担分の両方を合わせた保険料率が現行17.474%から【**17.828%**】へと引き上げられます。

給与ソフトをご利用の場合、厚生年金保険料率の変更は、社会保険料の徴収時期により異なりますので、料率の変更時期をご確認下さい。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

## 税理士法人 舞

### 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15ウイング青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)